

議事日程第4号

平成23年6月20日(月)

第1 議案上程(議案第64号から第81号まで及び報告第2号から第8号まで)

質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(19人)

1番 三浦桂寿	2番 佐藤誠	3番 富山富勝
4番 船橋金弘	5番 三浦利通	6番 佐藤巳次郎
7番 吉田直儀	8番 中田敏彦	9番 蓬田信昭
10番 安田健次郎	11番 米谷勝	12番 高野寛志
13番 古仲清紀	14番 土井文彦	15番 小松穂積
16番 中田謙三	17番 戸部幸晴	19番 笹川圭光
20番 吉田清孝		

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	江畑英悦
副事務局長	目黒重光
局長補佐	木元義博
主査	武田健一

地方自治法第121条による出席者

市長 渡部幸男
教育長 杉本俊比古

副市長 伊藤正孝
監査委員 湊忠雄

総務企画部長	佐 藤 誠 一	市民福祉部長	加 藤 謙 一
産業建設部長	三 浦 源 蔵	企 業 局 長	佐 藤 稔
総務企画課長	小 玉 一 克	船川港記念事業推進室長	大坂谷 栄 樹
財 政 課 長	田 原 剛 美	税 务 課 長	杉 本 光
生活環境課長	齊 藤 豊	子育て支援課長	天 野 綾 子
福祉事務所長	加 藤 透	農林水産課長	佐 藤 喜代長
観光商工課長	山 本 春 司	建 設 課 長	渡 辺 敏 秀
下水道課長	伊 藤 岩 男	病院事務局長	船 木 道 晴
会計管理者	伊 藤 敦	学校教育課長	西 村 隆
生涯学習課長	鎌 田 和 裕	監査事務局長	杉 山 武
農委事務局長	高 橋 郁 雄	企業局管理課長	船 木 吉 彰
選管事務局長	(総務企画課長併任)		

午前10時01分 開 議

○議長（吉田清孝君） これより、本日の会議を開きます。

議事に入る前に、市長より発言の申し出がありますので、これを許します。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） おはようございます。

本日の議事に入ります前に、貴重なお時間を借りしまして、ご報告申し上げます。

昨日午後1時ころ、本市の学校給食調理員が、由利本荘市内の国道13号線を象潟方面に走行中、軽乗用車と接触する交通事故を起こしました。

接触した車両に乗っておられた方には、現時点ではけがは認められておりません。職員の車の後方を走行していたバイクと接触し、運転していた男性が負傷し、由利組合総合病院で治療を受けております。

公務外とはいえ、このような事故が発生したことは、まことに遺憾であります。職員には、安全運転を徹底するよう周知してまいります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 暫時休憩いたします。

午前10時03分 休 憩

午前10時03分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 訂正をさせていただきます。

先ほど、由利本荘市内の国道13号線と申し上げましたが、国道7号線の誤りであります。訂正いたします。失礼いたしました。

○議長（吉田清孝君） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 議案第64号から第81号まで及び報告第2号から第8号までを 一括上程

○議長（吉田清孝君）　日程第1、議案第64号から第81号まで及び報告第2号から第8号までを一括して議題といたします。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許します。1番三浦桂寿君の発言を許します。1番

○1番（三浦桂寿君）　皆さん、おはようございます。

それでは、私の方から、議案第74号光通信網整備工事、続いて、議案第75号保量川排水区雨水幹線整備工事、議案第76号船越第5排水区雨水幹線整備工事、この3点がございますけれども、この件につきましては、6月14日に市長の説明要旨の中で、概要についてご説明をいただきましたが、その内容についてちょっと把握できない点がございましたので、ひとつその内容について説明をお願いいたします。

○議長（吉田清孝君）　佐藤総務企画部長

【総務企画部長　佐藤誠一君　登壇】

○総務企画部長（佐藤誠一君）　それでは、私から議案第74号の光通信網整備工事について、ご説明いたします。

まず、この工事は、今年度市内で光通信網が未整備となっている地域に光ファイバーを布設いたしまして、事業者による光通信サービスを提供するというものでございます。この実施に当たりましては、公募型のプロポーザルを実施いたしまして、5月27日、東日本電信電話株式会社秋田支店と仮契約をしているところでございます。

その事業内容でございますが、この契約の中には、光ブロードバンドサービスのための光ファイバーの布設、それから、これらに係る設計ですね、各種申請業務とかも含みます。それから、IRU契約によります光ブロードバンドサービスの提供、あるいは設備の保守、これらを含んでございます。

それから、施工区域でございますが、椿地区、戸賀地区、入道崎西黒沢地区、五里合地区、野石地区でございます。

整備済みが船川地区と脇本地区と船越地区は整備済みでございまして、北浦地区と若美地区は事業者が整備するという内容でございます。

工期につきましては、今後、議決をいただければ、議決後から来年の1月31日ま

で予定してございまして、できれば2月1日からこのサービスを活用したいというふうに考えてございます。

それから、この工事の内容につきましては、光ファイバーケーブルの布設、これが主な内容でございまして、この光ファイバーケーブル布設延長が、電柱等架空ケーブルなんですが、これが118.33キロメートル、それから、地下ケーブルが189.8メートル、新たに電柱新設は65本、これによりまして、この通信速度でござりますけれども、このADSLと比較いたしまして、10から20倍程度になるだろうというふうに想定してございます。工事完了後は、市が整備した光ファイバーを、まず物品として、この同社に貸しつけを、IRU契約ですが、貸しつけをいたしまして、同社がこの光通信サービスを提供すると。この保守管理については、NTTさんの方にお願いするという内容でございます。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 三浦産業建設部長

【産業建設部長 三浦源蔵君 登壇】

○産業建設部長（三浦源蔵君） 私からは、まず議案第75号保量川排水区雨水幹線整備工事について、お答えいたします。

台風などの大雨時に、保量川河川沿いの住吉町や東本町などに、家屋への浸水などの被害を及ぼしたことから、公共下水道の雨水事業により、平成18年度から事業に着手し、バイパス的新たな水路の築造や現水路の改修に努め、今年度の工事内容は、現水路の改修、延長143メートルで、幅2メートルから2.5メートル、高さ1.7メートルの現場内水路と基礎部分が軟弱地盤と背後地盤が高いため、長さ6.5メートルから10メートルの鋼矢板を479枚圧入するもので、また、道路部分4メートル間については、ボックスカルバートを布設する工事内容で、今年度で完成予定となっております。

工期は、24年3月9日となっております。

次に、議案第76号船越第5排水区雨水幹線整備工事でございますが、船越地区の土地利用が市街化されるに伴い、台風などの大雨時に船越仲町や国道101号が冠水するなどの被害があることなどで、下水道の雨水事業等で平成18年度から着手しております。今年度は、ポンプ場の敷地造成1,500平方メートルと、管理棟の鉄筋

コンクリートの平屋建てで 81.6 平方メートル、それからポンプの製作が 2 基、据え付けが 4 基及びポンプ場の機械設備と電気設備を実施するもので、ポンプ場を今年度で完成させる予定であります。

工期は、同じく 24 年 3 月 9 日となっております。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。1 番

○1 番（三浦桂寿君） どうも大変ありがとうございました。

各工事につきまして、指名業者等が何社であったのか、光通信網の方では随意契約ですか、プロポーザルと、申し入れといいますか公募型というようですけれども、このどの程度の業者がおったのか、その点についてお知らせをしていただきたいと思います。

それで、各工事の落札率についてもお知らせをしていただきたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤誠一君 登壇】

○総務企画部長（佐藤誠一君） お答えいたします。

この光通信網の整備工事につきましては、プロポーザル、公募型を活用させていただきました。当初、私ども想定しておりました秋田県内における対象業者でございますが、これは光ファイバー網の事業実績がある業者ということで、まず東日本電信電話、それと東北インテリジェント通信、それから秋田ケーブルテレビ、この 3 社を想定対象業者として想定してございます。その中で条件提示をしながらプロポーザル、インターネット等、プロポーザルをホームページ等で実施した結果、この東日本電信電話株式会社 1 社のみの応募でございました。

それから、この請負率、率ちょっと私計算してございませんで申しわけございません。3 億円ということに対しまして契約金額が 2 億 8 千 980 万円、議会の議決をいただければ正式契約という運びでございます。2 億 8 千 980 万円のうち、消費税が 1 千 380 万円、これについては光ブロードバンドサービス提供開始までの一切の経費を含んでいるものでございます。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 三浦産業建設部長

【産業建設部長 三浦源蔵君 登壇】

○産業建設部長（三浦源蔵君） 私からは保量川、それから船越第5排水区の指名業者でございますが、どちらも企業共同体を組んでもらっております。市内Aクラスの10業者から2社で一組の企業共同体で、5組で入札をしております。

それで、落札率でございますが、保量川排水区の雨水幹線整備工事は97.6パーセントでございます。それから、船越第5排水区の雨水幹線整備工事は98.5パーセントとなっております。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。

○1番（三浦桂寿君） ありがとうございます。終わります。

○議長（吉田清孝君） 1番三浦桂寿君の質疑を終結いたします。

次に、12番高野寛志君の発言を許します。12番

○12番（高野寛志君） 私の方から、報告第2号一般会計の繰越明許費に関連してお尋ねいたします。

一つ目は、繰越明許費、今回42件あります。普通は当該年度で、どうしても事業が完了できなかったとき、翌年度へ繰り越して事業を行うというのが繰越明許のやり方だと思うんですけれども、これ1月だったと思いますけれども、補正予算で、経済対策というか景気対策で緊急性があるということで繰越明許費を対応して予算を組んだわけですけれども、このようなやり方というのは適当なのか、そこら辺、繰越明許費の考え方ですね、普通であれば、こんなに繰越明許費を計上するんであれば、23年度当初予算でちゃんと組んだ方が普通のやり方じゃなかろうかと思うんですけれども、その辺の考え方について一つ目お尋ねいたします。

それで二つ目は、繰越明許したその経費に伴うその事業の進捗状況とか、あるいは効果について、どういうふうになっているのか。42件個々にどういう効果とか、どういう感じということは大変多いので、個々の説明は結構ですけれども、おおむねどういうふうな状況になって、どういう効果が見込まれるか、ざっとした報告で結構ですので、その辺についてもお知らせ願いたい。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤誠一君 登壇】

○総務企画部長（佐藤誠一君） 私から、繰越明許についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、42事業が繰越明許になってございます。これにつきましては、昨年、国から示されました地域活性化交付金、基金でやる事業でございますが、この中のきめ細かな交付金の、例えば市民文化会館の施設改修事業など、このきめ交に当てはめたということで14事業、それと住民生活に光をそそぐ事業が3事業、あとあわせて市単独事業なども10事業程度ありますが、これらについて経済の活性化を図るということで1月臨時会等で予算措置をお願いしたところでございます。しかしながら、議員ご指摘のとおり、当初予算に計上するべきものを、これを前倒しできめ細かな交付金事業に当てはめたという関係から、年度内に達成できない、できるものについては執行してございますが、達成できないものについて繰り越しさせていただいたという内容と、もう一つは、東日本大震災によりまして資機材の調達が困難になった事業、これが9事業ございます。それからもう一つは、県営事業の繰り越しに伴いまして繰り越しとなった事業、それから、災害復旧事業、それと用地交渉に時間を要したということから、年度内所有権移転が困難となった滝川河川の改修事業でございますが、これがございます。あともう一つ、3月補正で道路の補修工事費なども措置してございます。これらのものについて年度内に完成、発注ができなかったものなどについて繰り越しをさせていただいたものでございます。

それから、進捗状況でございますが、まず、一般会計の42事業で申し上げますと、このため池等の整備事業、これ負担金事業が4事業ございます。これを除いた38事業については、繰越額が5億9千520万円ほどでございますけれども、この負担金を除いた額です。6月10日現在の進捗状況を見てみると、32事業の87件、事業の数からしますと約84.2パーセントほど発注してございまして、発注額は3億1千万円弱ということでございます。

それから、その32事業のうち工事の完了した事業が、市建物解体事業、これは羽立の児童館などでございますが、12事業の24件が完了してございます。それから、継続中の事業が20事業ございます。未発注事業が、避難所看板等の標示看板設置事業、これは高台等の避難場所を見直していることで、まだ執行してございませんが、これらが6事業の25件ございます。これらについては、今後、現地確認調査などを

すぐ実施しながら、できれば6月末、あるいは7月中の発注を予定しているところでございます。

効果といたしましては、地域活性化交付金のきめ細かな交付金など、あるいは市の単独事業、道路補修工事費、これらをできるだけ細かく多く発注することによって、市内企業の受注機会の拡大を図ったものというふうに考えてございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。

○12番（高野寛志君） ありません。

○議長（吉田清孝君） 12番高野寛志君の質疑を終結いたします。

次に、11番米谷勝君の発言を許します。11番

○11番（米谷勝君） おはようございます。

私から2点についてお知らせいただきたいと思います。

まず1点目は、報告第6号平成22年度男鹿市土地開発公社の決算についてであります。もう一点は、報告第7号平成22年度株式会社おが地域振興公社の決算についてであります。

報告第6号の土地開発公社の決算について、お伺いいたします。

この決算書によりますと、収益的収支で収入が2千886万5千995円、支出が1千151万3千822円で、単年度収支で1千735万2千173円の純利益となっておりますが、公社で借り入れしている長期借入金の年度末残高は9千881万8千676円となっております。公社の保有土地の、あと残りが何区画で、今後の予定についてお尋ねいたします。

それから、報告第7号の平成22年度株式会社おが地域振興公社の決算では、事業収益2億9千363万226円、事業費用2億9千275万3千347円で、税引後の当期純利益が66万6千879円となっております。この中で収益明細書で、入湯料、国民宿舎の133万9千500円について、その内容についてお聞かせください。あわせて、温浴ランドおが、国民宿舎、夕陽温泉WAOの3施設の鉱泉源の保護管理施設にかけた費用、さらに、この3施設の修繕費の内容についてお聞かせください。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤誠一君 登壇】

○総務企画部長（佐藤誠一君） 私から、土地開発公社の何区画残っているかという点についてお答えいたします。

現在、議員もご承知のとおり 6 区画でございまして、その 3 区画につきましては、当初予算に公営住宅等の建設ということで予算計上をいたしてございます。今年度当初予算でそれを買収いたしますと、残り 3 区画ということになります。この残りの 3 区画の計画につきましては、今後、普通財産となった場合においては、市の中で、まだこの使い道は市の中で方向性というものは、決まったものはございませんけれども、いろいろな建設関係、公営住宅等の関係の中で、どうするかという話し合いの中で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 三浦産業建設部長

【産業建設部長 三浦源蔵君 登壇】

○産業建設部長（三浦源蔵君） 私からは国民宿舎の入湯料 133 万 9 千 500 円の内容でございますが、これは入湯税を除いた額でございます。

それから、男鹿温泉 1 号の修繕料 29 万 8 千 725 円でございますが、これは温浴ランドおがの源泉のパイプの交換の修繕料でございます。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） 暫時休憩いたします。

午前 10 時 29 分 休憩

午前 10 時 30 分 再開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

三浦産業建設部長

【産業建設部長 三浦源蔵君 登壇】

○産業建設部長（三浦源蔵君） 鉱泉源の修繕料としては、先ほどお答えしましたけれども、29 万 8 千 725 円の温浴ランドおがのパイプの交換のみでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。 11 番

○11番（米谷勝君） 最初の土地開発公社の決算の内容について、もう少しお伺いしたいと思います。残り3区画で、先ほどの答弁では、普通財産となった場合ということでお話しておりましたけども、ぜひですね、なった場合じゃなくて、なるように、利子とかね、ああいうもの、管理費だとかいろんなもの入れるとですね、あともう3区画、これ市長いつもあのねスピード感を持って対処するというけれども、こういうのっていうのは対応できないんですか。私は解散に向けてだと思いますけどもね、言葉では言っているんですけども、なかなか進んでいないような感じがしますけども、ますですね、年間の管理費、それから利子支払予定額ということで予算書に載っておりますけども、247万円とか250万円ぐらいあるわけですよね。私はまず解散するためにはね、皆さんご存じだと思いますけども、いろいろあると思うんですけどもね、まず予算化でしょう。あとそれから売買手続、解散のための理事会とか、あと最終的には議会の承認、解散の登記とかね、あと告示行為とか、それぐらいで、何かこう進めるとすれば、何かきょうからでも進め得るような感じがするんですけども、この間も市長、報告というか諸般の報告か何かで話しておりましたけどね、公社保有土地の取得にかかる予算を9月定例会に、解散は12月定例会ということですけどもね、私は一日も早く解散の手続、私今言ったぐらいより私はちょっと思いつかないんですけどもね、早く進めるべきだと思いますが、市長はどのように考えているのかお聞かせください。

それから、株式会社おが地域振興公社の決算の内容で、入湯料、国民宿舎の133万9千500円については、税を抜いた入湯料ということですが、この内容についてもう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

それとですね、鉱泉源の保護管理施設の費用として、温浴ランドおがにパイプの修理費として二十何万、30万円近くのお金を出しているようですが、これについては入湯税の方を充当しているものかどうか、それから、これ以外に、この3施設の中に入湯税を充当しているお金があったらお知らせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 伊藤副市長

【副市長 伊藤正孝君 登壇】

○副市長（伊藤正孝君） お答えいたします。

土地開発公社の件でございますけども、早急に解散というような話をされたわけですが、市長の諸般でも申し上げておりますけども、さきの理事会において、やはり早い機会に、24年度という計画、行革の中では24年度解散という予定を1年早くというようなことで諸般でも申し上げたとおりでございます。ということで、やはりこれについても議会の皆さん方と十分に協議しながら、解散について進めていかなければならぬと。それを踏まえて臨時の理事会もあるわけです。そういうような形で、もしそれが皆さん方のご意見がそのような形だとすれば、9月にお願いして10月末で支払いして、それから12月の解散を議会から議決をいただくと、そういうふうな考え方でございます。今言ふとおり、米谷議員さんおっしゃるとおりわかりますけども、今やるとすれば、あと専決等よりないわけでございまして、それ1カ月、2カ月といつても、月7万円程度にならうかと思いますけども、この経費がかかると思いますけども、何とかこの私ども考えているスケジュールのような形で早急に進めさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田清孝君） 三浦産業建設部長

【産業建設部長 三浦源蔵君 登壇】

○産業建設部長（三浦源蔵君） 私からは、国民宿舎の入湯料の内容でございますが、入湯料を300円徴収しておりますけれども、150円が入湯税で残りの150円分が133万9千500円で8千930人分でございます。

それから、先ほど私、温浴ランドおがと言いましたけれども、男鹿温泉1号の国民宿舎のパイプの修繕料ですので、申しわけございません。訂正をしておきます。

それから、21年度の入湯税の充当の関係ですけれども、鉱泉源の保護管理施設の方で充当しているのは、温泉供給施設管理業務委託料513万7千円と温泉深井戸水中ポンプの購入費131万3千円、645万円の事業費に対して520万円を充当しております。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。11番

○11番（米谷勝君） 土地開発公社の解散の件ですが、今、いろいろ話をされて、何か議会に合わせるような話をしておりますけども、副市長、今、すばらしい言葉で話

したようにですね、専決処分というものもあると思いますのでね、よくそこら辺、よく検討して、私は一番この何ていうんですかメリットというか、非常に行政改革とかいろいろ進めている中でですね、非常に効果があるものだと思いますので、副市長、専決というその言葉を私は信じていますので、よろしくお願ひします。

それから、市関係の3施設の先ほど鉱泉源の保護管理施設に、入湯税を充当しているというお話をございました。どうかですね、この入湯税の目的からいうとですね、何といいますか施設整備のための費用を入湯施設利用者に応分に負担いただいている趣旨からいってもですね、市の関係する施設だけでなく、民間の温泉供給管理費にもですね、どうか活用して支援できないものか、市長のお考えをお聞かせください。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） 伊藤副市長

【副市長 伊藤正孝君 登壇】

○副市長（伊藤正孝君） お答えいたします。

先ほどの土地開発公社の件でございますけども、やはり専決処分という言葉も出したものの、私どもはやはり議会に頼るとかでなく、議会の皆さん方の同意をいただきながら、この後理事会でも当然協議していかなければならぬと、そういうような日程だとすれば、私どもは9月定例会にお願いしたいなという、これまで話してきた経緯があります。ということで、それをやって10月末日に支払いしながら、その後の12月に解散を議会に提案させていただくというスケジュールで進めさせていただきたいと思います。

それから、入湯料の還元、入湯税の還元でございますけども、これについては、それこそ一般質問等でもお答えしておるわけでございますが、それなりに施設等、私どもの今、国民宿舎にいっている施設そのものから各温泉にもいっているわけですけれども、そういうようなところで、やはりそれぞれの各施設で、やはりそれなりに経費をかけていただかなければならないのかなと、私どもは入湯税、いろいろな件に使っておるわけです。そういうような関係で、今、米谷議員おっしゃることもおわかりになるわけですけども、それなりのその還元、その直接の還元でなくても間接的な還元としてやっておりますので、その点ひとつご理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） 11番米谷勝君の質疑を終結いたします。

次に、7番吉田直儀君の発言を許します。7番

○7番（吉田直儀君） 私からですが、私は議案第74号の光通信網の工事について伺いたいと思いますので、あらかじめ冒頭からお話しておきますが、この事業について、私は予算の段階から、これは異論申し上げておりました。しかし今、こういう契約の段階になりますと、さらに不可解な問題、あるいは市民サイドに立った場合でも、こういうことをどうするのかというふうなことについて、るる質問していきたいと思います。3回の回数を有効に使いまして、時間もちょっといただきながら質問させていただきます。合わせまして30点くらいの中身がありますので、総務企画部長は、特にあなた一人じゃなくて、背後の職員からも応援してもらって、私が言っているこの質問をメモを取っていただいて、的確にこれ、お答え願いたいと思います。

さて、まず最初には、これはこの事業の執行者である市長に伺いたいと思います。

市長、私はこの事業が、本当にこれが市民のための投資、いわゆる投資事業としての疑問があるということで先ほど申し上げました。よって、この投資効果が問われるわけです。今、1回、2回、3回の質問の中にあると思いますが、この投資効果というのは、いわゆる市民サイドに立った場合は、本当にこの光ファイバーが、どういうこの期待と、期待ですよ、待ってましたというふうな期待の期待、その期待と社会的にどういう環境が市民のためになるかです。この光通信網整備のために社会的環境、いわゆる経済的にも、もちろんの問題に寄与されるものかどうかです。いわゆる端的に言うと、喜ばれる仕事なのかということです。改めて市長のこの見解を伺いたいと思いますので、まず市長からよろしくお願ひしたいと思います。これが第1点です。

まだ1回目の質問、まだ続きます。座るとあと2回になりますので。

さて、次に総務企画部長、あなたが担当ですので、大変これ、ご難儀かけますが、私が先ほど言ったように市民サイドに立った場合と、私、議員の立場と両方からのこの質問になりますので、的確な答えを期待しております。

まず第1点は、このプロポーザルというこの言葉、この言葉がどういうことかです。これが第1点の私の質問です。

次に、私も箇条書きにしていきますので、箇条的な質問をしますので、これに答えていただきたいと思います。

この光通信網の整備というのは、この種の業務としての、このプロポーザルというふうな、妥当かどうかということです。普通の特殊の建築だとか、特殊構造物だとか、そういうものに対するプロポーザルというふうなことが、やや妥当性があるけれども、これはむしろ、このN T Tの、いわゆる専属の仕事のようなものですが、これがプロポーザルとして、いわゆる公募型にしたというふうなことです。この点で、私聞いているのは妥当かどうかということです。妥当であるとすれば妥当でいいです。

それで、公募型としたので、私は今、公募型というのは、先ほどの1番議員の質問でわかったんですが、公募型をとったと言っています。だとすれば、この公募型に応募した社数は、会社は、先ほど1社よりなかったと言っていました。N T Tだけです。だとすれば、このプロポーザルのこの業務というのは、私はプロポーザル方式をとる必要がなかったのではないかと。あらかじめ、東日本電信電話に、いわゆる予想されたことではなかったのかと。いわゆるこれ、プロポーザルでやると隨契になります。随意契約になりますので、そういう点がうかがえると思います。

第4点は、この東日本電信電話(N T T)に決めたこの理由というのは、なぜかなんです。プロポーザルの結果、応募者がいない。1社だけの、このN T Tだと。だとすれば、公募型にやるその、いわゆる手順があるわけです。その手順に従わないで、もう単独に、いわゆるストレートに随意契約をしているということです。ですから、これはむしろ、あえてこれはプロポーザルの公募型にしなくとも、最初から随意契約というふうな形でもよかったですのではないかというふうなことです。その裏には、当然N T Tのこの東日本電信電話の、この柱を使うわけですから、当然これだと、こう予想されたと思いますので、だとすれば何度も言いますけども、何度も2回目ですが、プロポーザルは何の意味があったのかということです。あえて公には、公募型のプロポーザルをとっているというふうなことは、私はちょっとこう変に勘ぐるわけです。

次に第5点目は、プロポーザル方式ですので、1社よりなかったというふうなことですから、私の質問がちょっと的外れです。何社かあって、このN T T東日本がなぜよかったですかということを伺うつもりでしたが、いわゆるこの会社がこういうところが有利だと、なのでというふうな決め方をしたと思いますが、これはあるいは答えにならないかと思います。私の質問は、ただ、考え方でそういうことでございましたので、明確にはこれは示せないと思います。要するにこのN T Tという、この光ファイバー

の業務というのは、何社かの先ほど会社が予想されておったようですが、これは同じ業務内容だと思います。同じ業務内容であるとすれば、もう一度言いますが、最初からN T T東日本に決めてかかったのではないかと、こういうふうに私は思うわけですが、この随意契約をあえてプロポーザル方式をとったということと、最初から随意契約しないでというふうな、そのカモフラージュの点をもう少し明確に、市民に、市民サイドに説明できることをしていただきたいと思います。

次に、第7点目は、これはプロポーザルであろうと隨契であろうと、市当局の予定価格が設定されるのではないかと思いますが、この予定価格が決められたと思います。だとすれば、どう決めたのか、どういう価格算定をしたのか、あるいは決めないで一方的にN T Tの見積額で決めたのか、その点の使い分けを、決め方を、明確にこれはひとつ示していただきたいと思います。私は、想像するには、プロポーザル方式というのは公募型ですから、手順があります。いろいろな手順がてきて、そしてこの価格が妥当だというふうなことで決められると思いますので、いずれか予定価格がないんです。あるいはそういう決め方で決まった価格、見積価格で決めたと、どちらであったかということを、これを明確に話していただきたいと思います。

次に8点目、この東日本電信電話株式会社と本市が、他の業務で委託契約をしているものがあるかどうか、何点かあったら、それを示していただきたいと思います。

9点目、この社は、N T T東日本は、他の市町村でも光ファイバーをやった場合、他の市町村でも請負をしているところが、市町村があるのかどうか、何点かを示していただきたいと思います。

それから、私はこの契約議案を見てびっくりしたのは、工事請負契約なんです。工事請負契約を私どもに今、議決をしてくれと言っているんです。目的、方法、契約額、契約者。工期がないんです。先ほど総務企画部長は1番さんの質問に、議決後に工期を決めたいと言っています。この後の議案第75号も工期がないんです、保量川も。こういう議案というのは、私は初めてです。なぜこういう取り扱いをしたのか、これはしっかりと教えてください。こういう契約案件でも、議決を得られるよというなの。こういう工期のないものというのは、もう何年かかっても、10年かかっても、20年かかってもいいというわけですか。議決後に契約をするというのは。こんな不明確な議案は、私は聞いたことないです。見たこともないです。その点伺います。

まず1回目は以上です。

○議長（吉田清孝君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 光通信網の整備につきましては、私はこれは情報のインフラの基盤だと思っております。これが整備されてこそ初めて、これから男鹿市が、いろいろな情報の発信、あるいは受信ができるもの、本当に基礎的なものだと考えております。他市町村の動きということ以前に、男鹿市の今の置かれている状況、いろんな情報を発信したり、あるいは受信する上での光ファイバーが、男鹿市全域に整っていますということ自体が、私は一つのアピールになると。これすらも整っていないということが、私は今、男鹿市をアピールをする面で、これは不利な点だと思っております。これをとらえて、ぜひこれからもいろんな情報の受発信の強化に努めてまいりたいと思っております。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤誠一君 登壇】

○総務企画部長（佐藤誠一君） 私から、吉田議員の9点ですか、のご質問にお答えいたします。

まず、プロポーザルの意味ということでございますが、今回私ども、この公募型プロポーザルとしたのは、提案書を出していただくということと、建設業の許可、あるいはそういう経営の自己審査など、必要な資格を証する書面も添付させていただくと。この各社によっては、その考え方といいますか、そういう内容が異なる場合があります。そういう形の中で公募型のプロポーザル方式を採用したと、内部で協議した結果、とったということでございます。

それから、このプロポーザルが妥当かどうかということで、これはいろいろな意見があると思いますが、指名競争入札といたしますと、これは資格審査等いろいろ必要でございますが、その中で指名する場合、ある程度の内容がわからないといけないということなどもあって、このいろいろな各社が、いろいろなノウハウを持っているかと思います。そのようなノウハウを出していただいて、その中で審査会等で、いい内容のものを採用していくことと、このプロポーザル方式をとったということでござります。

それから、応募したのが1社のみということでございますが、ご指摘のとおり、そのとおりでございます。私ども想定しておりました、この県内で加入者系の光ファイバー網の事業実績がある業者ということで、今申し上げました東日本電信電話、あるいは東北インテリジェント通信、それと秋田ケーブルテレビ、このような業者が実績がございますが、この3社のうち東日本電信電話のみが指定期日まで提案書を提案したということでございます。

それから、N T T 東日本に決めた理由でございます。これは、まず、公募型プロポーザルの実施に際しては、市ホームページ等に掲載するなど、いろいろ周知を図っておりますが、募集期間を4月20日から5月20日までとしてございました。参加申し込み等については、文書等での申し込みも構わないんですが、うちの方からもそれなりの文書を差し上げてございますが、5月20日の提出期限に提案書を出していただいた企業がN T T 東日本のみであったと。それを受けまして、選考審査委員会を複数あれば実施する予定でございましたが、このN T T 東日本の事業者によります提案内容の説明を詳細に受けてございます。これは市長、副市長を含め私どもが入って、この提案内容の説明を5月27日の日に詳細な説明を受けておりまして、そこの中で採用することを決定したということでございます。

それから、その後、5点目の何社かあって1社の理由ということでございますが、これは先ほど申し上げましたように、私ども3社を想定しましたが、提案は1社であったということでございます。

それから、6点目の同じ業務を、N T T に最初から決めていたのではないかということでございますが、市としては、そういう考えはございません。ただその、今、男鹿に入っている光通信、これは船越と脇本、船川ですね、これはN T T のその光ファイバーが入っていることは事実でございます。そのような関係からN T T が応募したとも考えられますが、これは決してほかの事業所を排除するような内容にはなってございません。

それから、予定価格でございますが、今回は、その提案事業者による提案内容の説明を受けまして、その見積価格で決めさせていただいております。

それから、8点目のN T T と本市が委託契約しているかどうかという内容でございますが、非常に申しわけございません。今ちょっと私の記憶の中で、このN T T と何

を契約をしているのか、ちょっとと思い浮かびませんので、後でちょっと調べてご報告申し上げたいと思います。

それとあわせて、他市町村で請負があるかという点についても、ちょっと今、私、思い浮かびません。資料ございませんので、後でこの点も調べて申し上げたいと思います。

それから、この10点目の工事請負契約に工期が書いていないということでございましたが、これは手法として今まで提案理由の中に、このように挙げてあるということです。手法として実施してきたということでございます。工期は、期限としては、皆様方から議決いただいた後で、本契約いたしまして、来年の1月31日、これは地震によりまして資機材の納入等が考慮される場合もありますけども、1月31日に完成をさせていただいて、2月1日からのサービス運用というふうに考えてございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。7番

○7番（吉田直儀君） 1回目に対する答えに対しての答えはいりません。2回目の質問になりますので。若干私の考え方をつけ加えて2回目の質問になりますが、市長ね、あなたが今、この事業が、いわゆる市のインフラ整備事業としての、この大きな役割を持つというふうなことなんですが、私はそのインフラ整備事業というのは、これはわかるけれども、男鹿市としての、そのいわゆる何といいますか、こういう事業をやっているないという、そのことに対する考え方でこの事業をやったとすれば、私は大きな違いだと思います。そういうプライドを考えるような事業ではないはずなんです。ですから今、2回目から聞きますが、市長が言うそういうインフラ整備事業、それは確かにそのとおりでしょう、そういう事業があれば、それは助かると思います。しかし、これが男鹿市のいわゆるプライドとして、これがなければ困るというようなことは、私はないと思います。それは市長が男鹿市の責任ある方ですから、他の市町村がどうあろうと、男鹿は、インフラとしては必要だけれども、こういう高伸びしたこの事業というのは、やらなければやらなくともいいような、そのぐらいの態度でなければいけないと思います。予算のときも話しましたが、3億円ぐらいの事業費をかけて、後ほど聞きますが、どの程度効果があるのか、その点が疑問なんです。一般市民から私にも話がきています。この事業は本当にいらないものだと。職員だって、これ、光を

使っている人を私は数えて教えるとは言いませんが、使っているかどうかわかりません。私自身も、A D S Lでも今やっていますが、光なんか使う可能性はありません、使いません。

次の2回目に入りますが、総務企画部長、もう一回聞きますが、このね光通信網のこのエリアが、先ほども1番さんに答えておりましたが、この現在実施されているエリアの範囲、エリアですよ、はっきりと、今、戸賀だとか何とかと言っていますが、そういう地名を挙げて、この現在のエリアと、これから実施するエリアを、これは議長にお願いしたいと思いますが、今定例会中に、この図面を色分けして教えていただきたいと思います。なぜかというと、これが、旧若美町と美野の6戸の集落、あるいは少数の集落があります。そこまでこのエリアが入っているのかどうか、それを確認したいわけですので、お願いしたいと思います。

そしてもう一つ、このついでに、先ほど市長のところでも話しましたが、この光通信網の、光ファイバーで、今現在使っているエリアの中で、加入率で計算できるかわかりませんが、戸数なのか、事業者なのか、施設なのか、これわかる範囲内でひとつ総務企画部長、教えていただきたいんですが。わかる範囲内でいいです。何戸なのか、何割なのか、何施設なのかですね。それをひとつついでに、エリアのこの図面の添付と同時に伺いたいと思います。

2回目の質問の2番目が、要するに、これは市長に聞いても、市長は余り明確に言わないので、事務当局が、この事業をやるために、なぜこの意向を確かめなかったかということなんです。意向調査といいますか、大変なこの事業量でしょうけども、こういう重大な、多額な費用を要する事業の、いわゆる実施意向を、市民からなぜ確認できなかったかです。先回のときもやっている、エリアの方は、もう当然終わったところでしょうから、この今回やる場合の、事前にそういうエリアの意向調査がほしかったなというふうなことですが、このできなかった理由をちょっと伺いたいと思います。

3点目は、先ほどこの市長のところでも言いましたが、いわゆる光ファイバーと最高速度のこのものが、現在の使っているA D S Lだと、それより少しグレードの低いものもありますが、どなたかが言っているように、なぜ最高のものでなければならぬのかということです、2番目ではダメなのかです。2番目ですと、経済効果だと、事業所だとか施設が間に合わないと言っているのかです。この点、どんなメリッ

トがあって、これに変えようとしたのかです。市長が言ってるんですが、市長は市長なりのこの最高責任者ですから、最高者ですから、これはまあそういう大きな、いわゆるさっき言っているインフラ整備だとか、男鹿市のプライドとして、あった方がいいというのは、それは当然だと思いますが、市民サイドに立った場合は、これが本当に必要かどうかということなんです。

第4点目は、現在使っているこの、いわゆるインターネットを使っている人たちが、この光に伴って、当然これは電線から引っ張ってくるわけでしょうから、今入っているものの電線を使って、いわゆる諸費用、いわゆるモデムだとか、それらの改善する経費が必要となってくると思います。そういうことを予想するとすれば、先ほどから何度も言うように、この光ファイバーの必要性というのは、私はどんどん加入率が落ちてくるんではないかと、こういういわゆる再度の、再度というより、場合によっては3度目、4度目になるかもしれません。そういうかかり増しの経費があるので、どうでしょうかということです。その点の、どのくらい、どういうものにかかるのかと、それをちょっと伺いたいと思います。

それから、これは一般的な話になりますが、市長に聞いていただきたいと思いますが、ですから私は、この光通信網の事業はどうかなと。それより先般の一般質問あったように、防災行政無線の難聴地域だとか、いろいろなところに、もう少し具体的に、きめの細かい投資をした方が私は効果的ではないかと、それが私はかえって市長の実績を大きくグレードアップするものではないかと思います。むしろ私は、この光通信網整備が、市長の考え方には、かなりかなりの私はマイナスの要素がふえてくると思います。なぜ今必要なのかというふうなことです。誰が使うのかということです。高齢化時代、夫婦世帯、市長は市長なりに哲学あるかと思いますが、私はそういう意味で単純に伺いますが、これは答えいりません。そういう疑問を持った今、2回目の質問でございます。

まずは、2回目は以上で終わりたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） この市民からのお話ということでございましたが、それはいろいろなご意見がございます。吉田議員がとらえたご意見もございましょうし、私は私なり

にいろんな方からご意見をお伺いして、今、男鹿市で、これは取るべき方法だということを本当に思っております。ぜひこれから、投資効果というのは、いかにこれを使うかであります。市の今、構築中のシステムについても、この光ファイバーを活用して、さらに効果を上げてまいりたいと思っておりますし、いろいろな件はこれから民間と一緒にやるという話も、今、実はしているところでございます。ぜひ効果を、実際にお示しできるようにやっていきたいと思っております。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤誠一君 登壇】

○総務企画部長（佐藤誠一君） お答えいたします。

まず、ご質問の光のこのエリア等についてと後で加入率、これについては、後でわかる範囲で図面に記載してお持ちしたいと思います。

まず、このエリアについて、今現在私のわかる範囲においては、整備済みのエリアが船越と脇本と船川ですね。それから、事業者の整備が北浦と若美と。市で整備する部分が入道崎、西黒沢入ってです、入道崎、戸賀、椿、五里合、それと、これは野石ですね、この部分が入ってございます。

それから、今あるエリアでの加入率ですが、私の記憶では約4分の1、二十数パーセント程度と、20パーセント弱というふうに記憶してございます。

それから、意向調査をなぜやらなかったかということでございますが、今回、総合計画等を作成する際は、総合的な案件ということで、これらも含めた調査もやってございます。ただその、年齢構成の中で、お年寄りとかは議員ご指摘のとおり、余りこのインターネット、あるいはパソコンですね、これにかかわりのない方は、仮にその、こういう意向調査をやったとしてもバツという、くる可能性が高いというふうに考えてございますが、市としては、この、例えば今、今回、災害があったと。こういうときに、どういうふうにそのお年寄りの方に情報を伝えるか、これは防災行政無線もございますが、今その何ていいですか、映像配信等のパソコンよりも簡単に使える光フレームの利用促進といいますか、高齢者等へ情報提供が可能な、そういうものもNTTの方からも提案されてございますが、そういうものを含めてですね、今後そういうお年寄りの方に、そういういろいろな情報が、より簡単に提供できるということも含めて、今回、光通信網を市全域に整備するという考え方、あるいはその、子供に対す

る見守りシステムといいますか、あるいは防災行政無線の支援システム、あるいは観光地の動画配信、いろいろな活用方法があるわけですけれども、そういうものを総合的に今、判断して、市内全域にというふうに考えたものでございます。

それから、スピードでございますが、私もこちらの方は余り詳しくないんですが、今現在私もA D S L、これを使ってございます。パソコンによっては、かなりスピードが、立ち上がる時間が遅いというのもございますが、今の私のわかる範囲では、A D S Lと比較して、10倍から20倍、これは上り最大、下り最大とありますけども、かなりのスピードアップになると。こういうことを考えますと、市外からパソコンで仕事をする方々、事業所の方々など利用する機会も、今後ふえるであろうというふうに考えております。

それから、今現在インターネットを使用している方が、今後、工事費が必要になるんではないかということでございますが、これは明確にどのくらいかかるというのを把握して今現在確かめてございませんけども、N T T、今回布設するのはN T Tビルの、これ、私もよくわからないんですが、光制端箱と、光モードに返還させる部分からクレージャー、加入者の分岐点までというふうに聞いてございます。その先、そんなに大きな金額がかかるという話は聞いてございませんが、その使用料、A D S Lと光通信との使用料については、今四千幾ら、A D S Lはかかっているわけですけども、光通信についても同程度ぐらいになるのではないかと、高くとも5千円程度というふうに伺ってございます。

以上でございます。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。7番

○7番（吉田直儀君） 1回目と2回目の質問に対する答えを伺っていましたが、これに対する見解を、私の見解を述べながら3回目に入って、3回目の確信に入りたいと思います。

1回目のね、総務企画部長、提案書があったといいますから、N T T東日本の提案書を見せていただけないでしょうか。それが一つです。

それから、第2点は、これは答えいりませんよ。普通この種の仕事、あるいは工事契約、もろもろの工事というのは、意外とこの裏に何かがありそうです。この何かを感じなかったでしょうか。私はあえて何とは言いません、この場ですから、そういう

ものがなかったのかということ。せっかく公募型のプロポーザルを出しているのに、3億円の事業費やるのに、各社がこれ、色めき立つのが当たり前なんですが、1社よりないというのが、私は何かがなかったのです。これ答えいりません、私が感ずるだけですから。

それから、これは当然ですと、プロポーザルでやると、いわゆる審査をして決めていくわけでしょうから、1社だけですので、見積りでやったということでしょうから、言ってみると業者の言いなりです。役所に専門家がおって、これはこうで、こうだというふうなチェックできる機能がないと思います、申しわけないけれども、業者の言いなりです。これこそが、いわゆる事業費のむだ、私はそう感ずるわけです。

それからですね、もう一回この、市長は答えいりません、事務屋の仕事ですから。この工期を、今、1月いっぱいに工期を決めて2月から運用を開始すると、そのぐらいの明確なそのスケジュールがあるとすれば、なぜこの議案書に書けなかたんですか。私だったらこの議案、もう絶対受け付けません、撤回してもう一回出し直しなさいと言いたいんですが、他の議員は、あるいはこれでいいと言っているかもしれません。私だけの疑問ですので。保量川も同じ。こんな不備な議案はないんです。産業建設部長と総務企画部長、この点を私は、事務屋としての私はミスではないかと思います。私はミスと言いたいです。これは市長が工期がないよというわけでないんです。あなたたちが議案書を作って、工事に工期がないというのは、雲をつかむような話です。私だったらこんな議案、受け付けませんよ。もう一回提出し直しなさいって、この会期中でだめですと。もう一回議会を開いて出してもらいたいと、こう言いたいんですが、今回は百歩譲って工期のない議案と、前例として私は残るだろうと思います。

さて、3回目の質問、先ほど来この防災行政無線との関連であります、今、防災行政無線は、スピーカーの難聴地域、それから旧若美町は戸別受信機、そして今は、電話で再度この問い合わせできるような方式をとっています。と言われています。この場合ですね、この光ファイバーをやった場合は、同じ回線を使うわけで、電柱・電線を使うので、混線、もしくはいろいろな面でのトラブルが発生するかと思います。そのトラブルを予想しているかということです。はっきり言って、これは防災行政無線の方の電話機の方は使用不能です。と言われています。私はつけていないので、と言われています。新たに防災行政無線の方の電話機を設置しなければならない

というふうな、そういうふうなことが言われていますが、それを確かめていただきたいと思います。全く防災行政無線の方が聞けなくなる、新たにこの電話機を作つて聞かねばならないと、そういうふうな、要するに2個の、二つ目の、この光ファイバーと二つ目のこの電話機が必要だと、こういうことが言われています。

さて、肝心のこの、先ほど私もちょっと理解に苦しんだのが、総務企画部長が1回目の1番さんに答えた、この光ファイバーの施設が、施設ですよ、電線の配線し直し、あるいは電線の中にどう取り込んでいくのかわかりませんが、これが市からの貸し付けになると言っていましたね。これ答えていただきたいんです。だとすれば、この財産の区分が、どういう所有権利があるのかです。誰が所有しているかということです。そのことをもう一回明確に言ってください。借りるのか、貸すのか。それ同時に、これはもし貸し借りであれば料金収入が伴うわけですが、これは無料といえばそれまででしょう。それより私は問題なのは、貸し借りの電柱と電線がしている場合、いろいろな災害で地震だとか、かみなりだとか、風、台風だとか、この場合の災害で電柱が折れた場合、電線が切れた場合、保守点検は先ほど総務企画部長は会社側と言ったようですが、会社がやればいいという問題でないと思います。どのくらいの被害があって、その被害に対するどういう手当をするのか、これが光ファイバーの、光通信網の所有権があって貸すわけですから、貸した施設に被害があった場合、これ、どう取り扱うんですか。このことが私は一番のその問題ではないかと思います。3回目についてこの、いわゆる防災行政無線の弊害、障害、それとこの財産の区分と財産に対する損害ですね、この点の区分を、どう解釈していくかです。その点をひとつ伺いたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤誠一君 登壇】

○総務企画部長（佐藤誠一君） 私からお答えいたします。

まず、提案書についてでございます。これについては、いま一度もう少し内部で検討をさせていただきたいと存じます。

それから、プロポーザルの件で、事業費用のむだではないかということでございますが、これは先ほども申し上げましたように、各社それぞれ考え方があると。今回、NTTさんの提案だけでございますが、うちの方は3億円という数字を示しまして、

市内全域ということであったわけでございますが、N T Tさんの方からは、自分たちの方でも整備する内容のものを提案していただいたということと、それから工期、3点目の工期でございますが、これが議案書に書くべきということでございますが、自治法、あるいは条例等で定められたこの議決要件は、金額のみということで、私ども今回、今までそういう手法をとっているようでございますが、金額をうたっていると。今後、その工期については、ちょっと検討させていただきたいというふうに考えております。それから、今現在、自治法等条例に定められた要件は、金額のみであるということでございます。

それから、その防災行政無線の件で、電柱とか電話トラブル発生の予想ということでございますが、これとその市の財産とあわせてお答えいたしますと、この今、市の財産となるべき部分については、布設したケーブルというふうになってございます。その布設したケーブルの部分をN T Tにお貸しすると、I R U契約ということでございますが、お貸しして、N T Tから光通信、これを出していただくということでございます。ですから、市が電柱とかを所有するということではなく、今申し上げましたように、光ファイバーの部分でございます。これをN T Tに貸借契約でお貸しして、N T Tからいろいろな事業を行ってもらうわけですが、そのとき当然その賃貸借権が発生します。これは今後そのI R U契約と、あるいは保守点検もN T Tにお願いするわけで、これは市の方でできませんので、それと相殺といいますか、向こうの方からその費用をもらいますが、こちらの方からは保守点検料を払うということで、おそらく相殺なればという、そのような感じで考えてございまして、そのような契約、相手から委託料をいただいて、こっちの方から保守点検の分の委託料をお支払いするという形でございます。これは今後また、議会に提案していきたいというふうに考えております。

あと、災害が発生した場合の対応、これはいろいろ内部でも協議しました。地下埋設という点も検討したわけですが、地下埋設の場合は相当の金額がかかると。それとあわせて、現地の方の光通信を利用している方にもお伺いしました。地下埋設の場合は復旧は困難と。電柱の場合の方が、架空ケーブルの方が復旧が早いということもお伺いしまして、これらの点から、今あるその架空ケーブル、電柱を利用した架空ケーブルの方法、金額の面と今後の地震等があった場合の災害復旧の面から考慮して、今

このN T T方式を採用させていただいているということでございます。よろしくお願ひいたします。

○7番（吉田直儀君） 防災行政無線とのトラブルがないか、その点は。

○総務企画部長（佐藤誠一君） 防災行政無線とのトラブルと申しますと…。

○7番（吉田直儀君） いわゆる防災行政無線の電話か何かつけているでしょう。難聴の人たちは。それが回線がつながらないということはないのかどうか。

○総務企画部長（佐藤誠一君） そこまでちょっと確認してございませんが、今その電話が、防災行政無線が放送聞こえないという部分については、N T Tの普通の電話回線で、電話番号ちょっと忘れましたが、テレドームシステムということを活用してございます。これは直接、このテレドームシステムは光とは関係ないものと考えてございます。よろしいでしょうか。今ある電話回線で電話番号が決まってまして、そこに掛ければテレドームシステムということで、そこで防災行政無線の情報を流した情報が聞けると、すぐに聞けるというふうなシステムで。

○議長（吉田清孝君） 暫時休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午前11時31分 再開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤誠一君 登壇】

○総務企画部長（佐藤誠一君） トラブル発生の予想ということでございますが、現段階においては想定していないといいますか、想定がつかないというところでございます。

○議長（吉田清孝君） 7番吉田直儀君の質疑を終結いたします。

以上で、通告による質疑は終結いたしました。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

次に、議案第70号から第77号までについては、ご配付いたしております議案付

託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会の付託

○議長（吉田清孝君） 日程第2、予算特別委員会の付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第64号から第69号まで及び第78号から第81号までについては、予算特別委員会へ付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって議案第64号から第69号まで及び第78号から第81号までは、予算特別委員会へ付託することに決しました。

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

お諮りいたします。明日21日から27日までは議事の都合により休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、明日21日から27日までは議事の都合により休会とし、6月28日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めるにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前11時34分 散会

議案付託表

総務委員会

- 議案第70号 男鹿市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議案第72号 男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議案第73号 男鹿市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議案第74号 光通信網整備工事請負契約の締結について
- 議案第77号 字の区域の設置について

教育厚生委員会

- 議案第71号 男鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について

産業建設委員会

- 議案第75号 保量川排水区雨水幹線整備工事請負契約の締結について
- 議案第76号 船越第5排水区雨水幹線整備工事請負契約の締結について

予算特別委員会

- 議案第64号 平成22年度男鹿市一般会計補正予算（第8号）の専決処分について
- 議案第65号 平成22年度男鹿市老人保健特別会計補正予算（第2号）の専決処分について
- 議案第66号 平成22年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分について
- 議案第67号 平成22年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
- 議案第68号 平成23年度男鹿市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について
- 議案第69号 平成23年度男鹿市一般会計補正予算（第2号）の専決処分について
- 議案第78号 平成23年度男鹿市一般会計補正予算（第3号）について

議案第 79 号 平成 23 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 80 号 平成 23 年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 81 号 平成 23 年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について